

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定により、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の意に反する休職の事由、職員の意に反する免職及び休職の手續及び効果並びに失職の例外に関し規定することを目的とする。

(免職及び休職の手續)

第2条 法第28条第1項第1号に該当するものとして、会計年度任用職員を免職することができるのは、人事評価その他の実証に基づいて、勤務実績の良くないことが明らかな場合でなければならない。

2 法第28条第1項第2号に該当するものとして、会計年度任用職員を免職する場合又は同条第2項第1号に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

3 会計年度任用職員の意に反する免職及び休職の処分は、その旨を記載した書面を当該会計年度任用職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号に該当する場合における休職の期間は、法律に特別の定めがある場合のほか、広域連合長が定める任期の範囲内において、それぞれ、個々の場合について、広域連合長が定める。

2 広域連合長は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、会計年度任用職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(失職の例外)

第5条 広域連合長は、禁錮以上の刑に処せられた会計年度任用職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとしてすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた会計年度任用職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(実施規定)

第6条 この条例の実施に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。